別記様式（第８条関係）（昭57厚運令１・平12厚運令３・平17厚労国交令４・一部改正）

（表面）

第　　号

立　入　検　査　証

官職　氏　名

年　月　日生

上記の者は、船員災害防止活動の促進に関する法律第56条第１項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日

厚生労働大臣又は国土交通大臣印

（裏面）

船員災害防止活動の促進に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第56条　厚生労働大臣又は国土交通大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第69条　次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一　第56条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二及び三　略

第70条　法人（法人でない船舶所有者の団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

２　略

（縦6.0センチメートル　横8.5センチメートル）